

多摩市市制施行 50 周年記念市民提案事業補助金



I 募集要項

I 募集要項

II 申込み関係書類

III 申込み手続き書類についての記入例

IV 事業完了後報告関係書類

多摩市 企画政策部 企画課

索引

I 募集要項

多摩市市制施行 50 周年記念市民提案事業補助金とは	P 1
制度概要	P 2
(1) 補助対象となる経費	P 4
(2) 募集期間	P 5
(3) 審査	P 5
(4) 応募事業の選考	P 5
(5) 公開プレゼンテーションの実施	P 5
(6) 結果の公表	P 5
(7) 事業成果の公表	P 5
多摩市市制施行 50 周年記念市民提案事業補助金に関する事務手続き	P 6
多摩市市制施行 50 周年記念市民提案事業補助金交付要綱（様式除く）	P 9

II 申込み関係書類…………… 別冊

III 申込み手続き書類についての記入例…………… 別冊

IV 事業完了後報告関係書類…………… 別冊

募集要項

多摩市市制施行 50 周年市民提案事業補助金とは

この事業は、市制施行 50 周年を節目に、市民と行政が市の直面する課題を共有し、その課題解決に向けて、市民自ら企画・提案する事業に市も協力して取組むことで、市制施行 50 周年を祝いながら、「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」をより進めるものです。

市が指定する「協働して解決したい」3つのテーマに対し、市民から解決策として提案があった事業について、「公益性・先駆性・実現性等」の審査基準に基づき審査を行い、ふさわしいと判断された事業について補助金を交付することで「新たな協働のしくみづくり」の足掛かりとします。

市が指定する3つのテーマ



【地域で進める地球温暖化対策】

市と市議会では市民全員が環境問題に対して、「自分事」として捉え、あらゆる環境問題を乗り越える行動を起こすきっかけになればと「気候非常事態宣言」を出しています。乗り越える行動を起こす皆様の提案をお待ちしています。

【若い世代も健幸まちづくり】

「たくさんの緑に囲まれまちを歩けばしあわせに出会えるまち」多摩市。いつまでもこの地でいきいきと暮らし続けることが私たちの願いです。この願いを叶える皆様の提案をお待ちしています。

【若い世代が「住んでみたい」「訪れてみたい」と思える多摩市に】

将来に向けた持続的な発展のため、市では生活環境や生活者意識の変化を踏まえたまちづくりの取組や、市で産み育てたいと思える子育て環境の整備を進めています。我こそはと思うアイデアをお持ちの方、この企画で実現させてみませんか。

上記の3つのテーマから1つ以上を選定し、様式に則って記載事項を埋め、提出願います。

補助金の対象となる事業・団体要件や補助率、審査など制度の概要は以下のとおりです。

制度概要

名 称	多摩市市制施行 50 周年市民提案事業補助金
創 設 目 的	市が指定する「協働して解決したい」テーマに対し、市民から解決策として提案があった事業を市民の方が実施することで、「新たな協働のしくみづくり」の足がかりとします。
制 度 の 趣 旨	市民団体が自主・自発的に行う、多摩市のまちづくりに役立つ公益的な事業に対して、「先駆性・実現性・期待度等」の審査基準に基づき審査を行い、ふさわしいと判断された事業についてその事業経費の一部を補助します。
補 助 の 対 象 等	補助対象となる経費は、事業実施に必要な経費です。 団体の組織自体を維持するために必要な、経常的な運営費に対する経費（事務局経費など）は対象となりません。
実 施 す る 事 業 の 要 件	市民の福祉の向上及び市民の利益につながり、公益上の必要性が認められる事業で、以下の要件を満たすもの (1) 市内で実施される事業であること (2) 同じ事業について、多摩市の財源による他の補助金等を受けていないこと (3) 事業の実施計画（事業効果を含む）及び収支計画が明確であること (4) 令和4年9月から令和5年3月15日までの間に実施する事業であること
補 助 を 受 け る 団 体 の 要 件	(1) 市内在住・在勤・在学者一人以上を含む5人以上で構成される団体（団体の構成員は法人を含む場合も可）ただし、多摩市長（以下市長）が適当と認めるときはこの限りではない。 (2) 規約・会則等を持ち、会計処理（予算・決算含む）が行われている団体
補 助 対 象 と な ら な い 事 業 ・ 団 体	(1) 営利を目的とする事業及び団体 (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動（事業） (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれを反対することを目的とする活動（事業） (4) 公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする活動（事業） (5) 暴力団または、暴力団やその構成員の統制下にある団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律） (6) 無差別大量殺人行為を行った団体または、その団体や構成員の統制の下にある団体（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律）

補助額等	<p>補助交付額は、下記の(1)から(3)までのうち最も低い額とします。</p> <p>(1) 1事業当たり、補助の対象となる経費の80%</p> <p>(2) 補助の対象となる経費から収入(入場料、売上、協賛金等)を差し引いた額</p> <p>(3) 50万円</p>
審査・評価機関	<p>(1) 1次審査 : テーマに関連する課・事務局</p> <p>(2) 2次審査 : 副市長、多摩市自治推進委員会、1次審査通過団体</p>
審査・評価の方法	<p>(1) 1次審査: (書類審査)</p> <p>【事業についての基準】</p> <p>① 公益性</p> <p>② 事業の目的と効果</p> <p>③ 先駆性</p> <p>④ 実現性</p> <p>⑤ 期待度</p> <p>【事業を運営する団体の基準】</p> <p>① 運営が閉鎖的でなく、広く開かれた組織であるか</p> <p>② 申請する事業を行うにあたり、適正な規模・内容を保有しているか</p> <p>③ 事業規模に見合った自己負担能力を有しているか</p> <p>④ これまでの活動実績はどうか</p> <p>(2) 2次審査(プレゼンテーション)</p> <p>以下の基準に基づき審査し、交付の優先順位を決定します。</p> <p>【事業についての基準】</p> <p>① 公益性</p> <p>② 事業の目的と効果</p> <p>③ 先駆性</p> <p>④ 実現性</p> <p>⑤ 期待度</p> <p>【プレゼンテーション】</p> <p>公開プレゼンテーションの実施を予定</p> <p>プレゼンテーション時間7分、質疑3分を予定</p>
審査・評価の公開	<p>評価市民委員会は、原則公開です。</p>
事後報告	<p>事業完了(年度終了)後、各団体による実施事業の報告会を予定していません。</p>

(1) 補助対象となる経費

補助対象経費項目	
※補助事業に対する経費のみ対象	
ア	事業実施のために雇った、活動スタッフ等（アルバイト含む。）の person 費（ただし、補助額の20%を限度とする。）
イ	講師・専門家、出演者等への報償・謝礼（団体構成員に対するものは除く。）
ウ	チラシ・ポスター・報告書等の作成費や印刷費、材料・消耗品等の購入費
エ	専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託した費用
オ	機器類の賃借（レンタル）料等
カ	イベントなどの会場等の使用料
キ	保険料等（火災・地震等の家屋にかかるものは除く。）
ク	その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めたもの （補助対象経費となるかどうかについては、個別に経費の内容を審査します。）

※ 補助対象外経費

ただし、上記(1)に係らず、次のものは補助対象外とします。

①	飲食費（食事、弁当、茶菓など。）
②	商品券等の金券の購入代金
③	記念品の購入等の経費
④	家賃（敷金、礼金等も含め対象外。）
⑤	土地の取得、造成、補償にかかる経費
⑥	団体の経常的な運営に係る経費（事務局経費など。）
⑦	備品（5年間以上、形状を変えることなく使用できる、1品3万円を超えるもの）
⑧	領収書等により、事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
⑨	その他、事業実施に直接かかわらない経費や市長が社会通念上、適切でないとして認めた経費

(2) 募集期間

令和4年4月1日（金）から5月13日（金）まで

（下記ホームページアドレス内応募フォームより応募いただくか、多摩市役所企画政策部企画課（本庁舎3階）へご持参（要事前連絡）下さい。）

URL: <https://www.city.tama.lg.jp/0000015131.html>

TEL: 042-338-6813

ホームページ QR コード



(3) 審査

1次審査（書類審査）を実施し、通過団体のみ副市長、自治推進委員会、1次審査通過団体を審査員とした2次審査（公開プレゼンテーション）を実施します。

(4) 応募事業の選考

審査結果（補助対象事業及び交付額の評価結果）は市長に報告され、決定は市長が予算の範囲内で行います。

(5) 公開プレゼンテーションの実施

応募された事業については、2次審査において公開プレゼンテーションを実施する予定です。

開催予定日：令和4年7月24日（日）

会場：パルテノン多摩 第3・4会議室

(6) 結果の公表

審査の結果は、公開プレゼンテーション当日に公表します。また、後日たま広報、および多摩市公式ホームページで公表します。

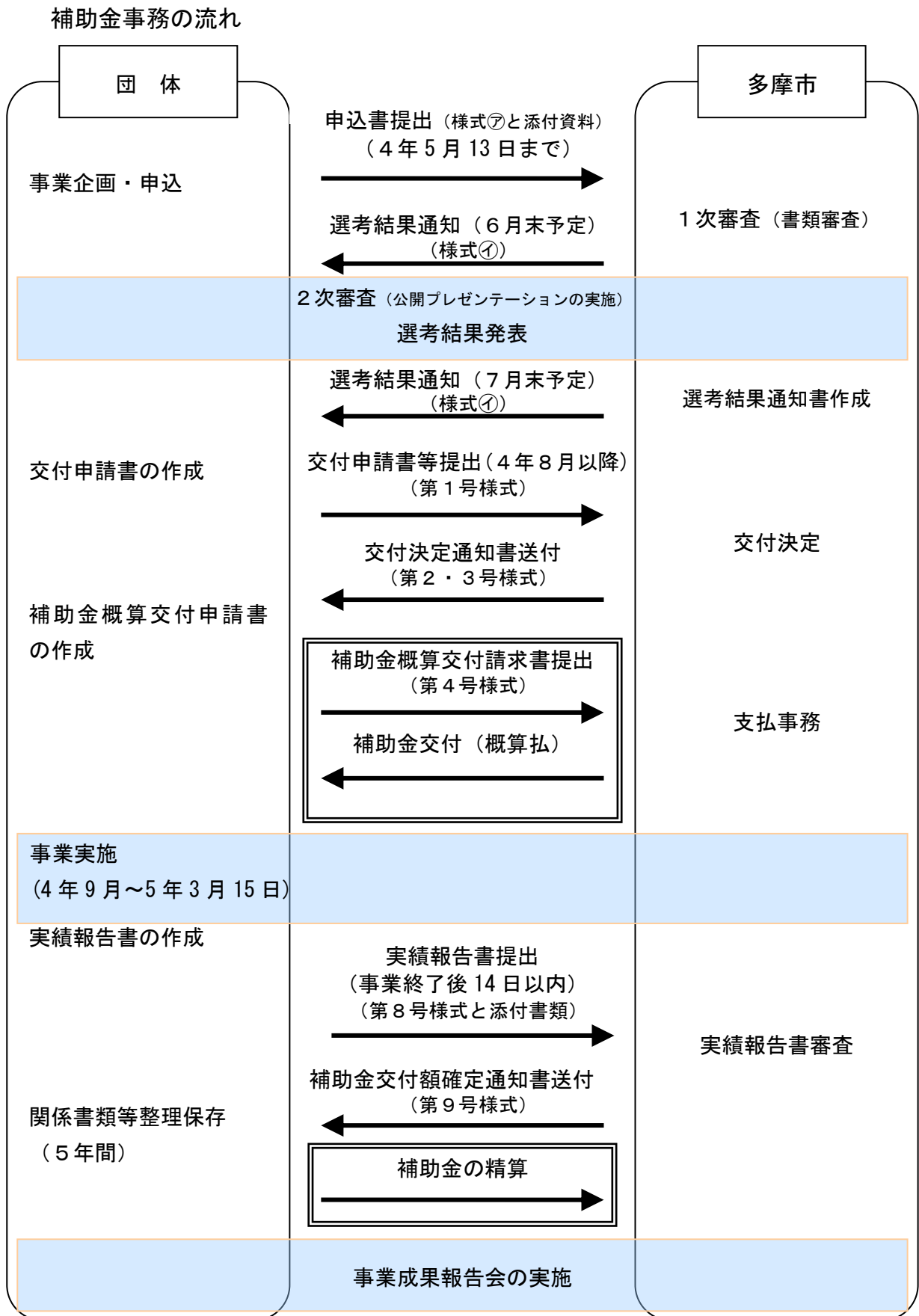
(7) 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、補助事業終了後、事業報告書類を提出していただきます。

このほか、事業成果報告会を市が開催する場合には、参加をお願いし、事業成果の報告発表をしていただきます。また、市が事業成果報告書を作成する際には、原稿寄稿などの協力をお願いします。

なお、この補助事業における応募書類、事業成果や原稿寄稿などの協力により市が知り得た事柄は、この補助事業に必要な範囲において、市が公表し、または印刷製本し頒布することができるものとします。

多摩市市制施行 50 周年市民提案事業補助金に関する事務手続き



各種書類と事務手続きについて

1. 申し込み

下記ホームページアドレス内応募フォームより応募いただくか、多摩市役所企画政策部企画課（本庁舎3階）へご持参下さい。

応募フォームの場合：書類確認のため、連絡する場合があります。日中連絡がつく電話番号をフォームに記載ください。

直接ご持参の場合：書類確認をしますので、事前に下記電話番号に連絡し、来庁日を調整してください。

■提出書類 (1) 市民提案事業補助金交付申込書（様式㉞）

(2) 様式㉞の各添付書類

■受付窓口 多摩市役所 企画政策部 企画課（本庁舎3階）

TEL：042-338-6813

URL：<https://www.city.tama.lg.jp/0000015131.html>



2. 選考結果

1次審査:書類審査の結果を各団体にお知らせします。

2次審査:公開プレゼンテーションの審査結果を基に、市長が補助対象事業を選考し、2次審査を受けた団体（申請者）にその結果をお知らせします。

▷多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金交付対象事業選考結果通知書（様式㉟）

3. 補助金の概算交付申請

市が交付する補助金は、確定払いといい、事業完了後に補助額を決定し交付することを原則としていますが、この補助制度では、事業の完了前に補助金を交付（概算払い）することができます。

補助金の交付手続きのために、下記の書類を提出してください。

■提出書類(1) 多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金概算交付申請書(第1号様式)

4. 補助金の概算交付決定及び通知

補助金の交付（概算交付）が決定すると、申請者に通知します。（交付にあたって、条件を付す場合もあります。）なお、不交付の場合は、理由を付けて申請者に通知します。

▷多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金概算交付決定通知書（第2号様式）

▷多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金概算不交付決定通知書（第3号様式）

5. 申請の撤回

補助金の概算交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金概算交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができます。

6. 概算交付請求

指定する日までに、所定の書類により請求してください。

■提出書類(1) 多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金概算交付請求書（第4号様式）

7. 概算交付

概算交付請求の内容を審査し、概算交付することが適当であると認められると、指定の口座へ補助金が振り込まれ（交付され）ます。交付請求を受け付けてから交付まで約30日程度かかります。

8. 事業計画（変更・中止・廃止）

事業計画を途中で変更・中止・廃止する場合は、所定の承認申請を提出し、市の承認を受ける必要があります。

■提出書類(1)多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（第5号様式）

9. 状況報告

補助金の概算交付後には、補助事業の遂行の状況について報告をしてもらう場合があります。その時点で補助事業を完了している場合は、事業完了に伴う実績報告をしていただきます。

■提出書類(1)多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金状況報告書（様式㊦）

10. 実績報告

補助事業が完了した日から、14日以内に関係書類を添えて、実績報告をしてください。事業の廃止承認を受けた場合も同様です。

■提出書類(1)多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金に係る事業実績報告書（第8号様式）

(2)第8号様式の各添付書類

11. 額の確定等

実績報告の内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の概算交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していることや、その内容が適正かなどを確認し、補助金の額を確定します。結果として、不足額が生じても、補助金額は、当初の補助金決定の額が上限となります。また、精算残金があるときは、速やかにこれを返還しなければなりません。

▷多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金交付額確定通知書（第9号様式）

12. 関係書類の整理等

補助事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類は整理し、いつでも見られるようにしておいてください。また、その帳簿・証拠書類は、補助金の交付に係る会計年度終了後5年間保管しておいてください。

13. 補助金に関わる会計等

多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金に応募し、承認された事業の補助対象経費以外には、補助金を充てることができません。

承認された事業だけの会計帳簿（予算・決算書）を整備してください。

14. 代表者等の変更について

申込み後、代表者や提出していただいた正会員名簿に変更があった場合には、変更届け出をしてください。

■提出書類 多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（第5号様式）

多摩市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱（様式除く）

（目的）

第1条 この要綱は、多摩市（以下「市」という。）の市制施行50周年を記念して、市の直面する課題を市民と多摩市が共有し、その課題解決に向けて市民が企画し、提案する事業に市が協力して取り組むことにより、市民及び地域と行政による新たな協働の仕組みの構築を推進することを目的とする。

（補助対象団体）

第2条 この補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 多摩市内に在住し、在勤し、又は在学する者を一人以上含む5人以上で構成する団体であること。ただし、多摩市長（以下「市長」という。）が認めるときはこの限りでない。
- (2) 定款（会則及び規約を含む。）を備え、会計処理が行われている団体であること。
- (3) 宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。

（補助事業）

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和4年9月1日から令和5年3月15日までの間に補助対象団体が多摩市内で実施する事業であって、市民の福祉の向上及び利益につながり、公益性があると市長が認めるもののうち、次条の規定により市長が選定するものとする。ただし、この補助金の交付を受けようとする年度において市から他の補助金の交付を受ける事業は、対象としない。

（補助対象事業の公募）

第4条 市長は、補助事業の候補となる事業を公募し、別に定める基準等により審査の上、補助事業を選定するものとする。

（補助対象経費）

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、人件費、謝礼、消耗品購入費、委託費用、機器等の賃借料、会場使用料その他の補助事業に必要な経費のうち、市長が認めるものとする。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、50万円を上限として、補助対象経費の総額に10分の8を乗じて得た額又は補助対象経費の総額から入場料、売上金、協賛金等の事業収入を差し引いた額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

（概算交付）

第7条 市長は、この補助金を概算払により交付すること（以下「概算交付」という。）ができる。

（補助金の概算交付申請）

第8条 補助金の概算交付を受けようとする補助対象団体は、多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金概算交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収入支出予算書

(3) 定款（会則及び規約を含む。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の概算交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の概算交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の概算交付をすることが適当であると認めるときは速やかに補助金の概算交付を決定し、多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金概算交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の概算交付をすることが適当でないとき速やかに補助金の概算交付をしないことを決定し、概算交付をしない理由を付して、多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金概算不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による概算交付の決定又は概算交付をしない決定を、前条の規定による申請を受けた日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による補助金の概算交付の決定に当たって、必要と認める条件を付すことができる。

（申請の撤回）

第10条 前条第1項の規定による補助金の概算交付の決定の通知を受けたもの（以下「被概算交付決定者」という。）は、補助金の概算交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服のあるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

（補助金の概算交付請求）

第11条 補助金の概算交付を受けようとする被概算交付決定者は、多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金概算交付請求書（第4号様式）により市長に請求しなければならない。

（補助金の概算交付）

第12条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金の概算交付をするものとする。

（承認事項）

第13条 被概算交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（第5号様式）により申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認通知書（第6号様式）又は多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）不承認通知書（第7号様式）により、被概算交付決定者に通知するものとする。

（状況報告）

第14条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、被概算交付決定者に対し、補助事業の遂行の状況に関し、報告させることができる。

（補助事業の遂行命令）

第15条 市長は、前条の規定により被概算交付決定者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の概算交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、被概算交付決定者に対し、これらに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。

（実績報告等）

第16条 被概算交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに、多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金に係る事業実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。第13条第1項の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収入支出決算書
- (3) 精算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の概算交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、その内容が適正と認めるときは、補助金の額を確定し、多摩市市制施行50周年記念市民提案事業補助金交付額確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により確定した補助金の額に既に概算交付をした額が満たないときは、予算の定める範囲内において、その不足額を追加して支給するものとする。

4 被概算交付決定者は、精算残金があるときは、速やかにこれを返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、被概算交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の概算交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の概算交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の概算交付がされているときは、別に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第19条 市長は、第17条の規定により補助金の概算交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定による補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を、被概算交付決定者に納付させることができる。

2 市長は、被概算交付決定者に補助金の返還を命じた場合において、被概算交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く

。)を納付させることができる。

(違約加算金の計算)

第20条 補助金が2回以上に分けて概算交付をされている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、被概算交付決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(関係書類の整理等)

第22条 被概算交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第16条第3項及び第4項の規定は、同年5月31日限り、その効力を失う。